

令和 7 年 6 月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和 7 年 6 月 1 7 日 開会

令和 7 年 6 月 1 7 日 閉会

国見町農業委員会

令和 7 年 6 月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1 番	八 島 富 一 君	2 番	佐久間 久 子 君
3 番	佐 藤 昭 文 君	5 番	吉 田 和 男 君
6 番	佐 藤 浩 信 君	7 番	赤 坂 正 弘 君
8 番	佐 藤 武 君	10 番	斎 藤 勇 子 君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

小坂・泉田地区担当 黒 田 武 君
貝田・光明寺地区担当 渋谷 憲 道 君

1. 出席事務局員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 勝 宏 二 君
農 業 委 員 会 主 任 主 査 兼 係 長	佐 藤 貴 浩 君

1. 議事日程

議 事 日 程

令和 7 年 6 月 1 7 日（火曜日）

午後 1 時 3 0 分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の決定について

協議第1号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

協議第2号 オーダーメイド権限移譲による農地法の許可権限移譲について

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

午後1時25分開会

○事務局 それでは、若干時間より早いんですけども、出席予定の方、皆さんおそろいになりましたので、これから令和7年度6月の定例総会について始めさせていただきます。

本日はお暑い中、ご参集いただきまして大変ありがとうございます。

それでは、開会いたしますので、会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

1 会長挨拶

○会長（八島富一君） 【会長から開会に先立ち挨拶】

○事務局 それでは、これからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思いますので、会長、よろしくお願いいたします。

2 議事録署名人指名

○会長（八島富一君） 早速ですが、議事録署名人でありますので、議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 7番、赤坂正弘委員、8番、佐藤武委員をお願いいたします。

3 欠席者

○会長（八島富一君）　続きまして、欠席者の報告ですが、本総会において欠席者はおりません。

4　会務報告

○会長（八島富一君）　続きまして、会務報告に入ります。

事務局、お願いします。

○事務局　【会務報告について説明】

○会長（八島富一君）　ありがとうございました。

5　議事

報告第1号　農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（八島富一君）　次に、報告第1号　農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局　【報告第1号　農地法第18条第6項の規定による通知について説明】

○会長（八島富一君）　事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

2番。

○2番（佐久間久子君）　今の件って、これ返したらば、後、誰か借りるというのは決まっているんですか。

○事務局　ほとんどの部分は決まっております、ほぼ。

○2番（佐久間久子君）　大変失礼しました。

○会長（八島富一君）　特にないようでございますので、報告のとおりとしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君）　報告のとおりといたします。

議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（八島富一君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明】

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。受付番号24番の案件について、現地調査の結果を小坂・泉田地区担当、黒田武委員より説明をお願いします。

○小坂・泉田地区担当推進委員（黒田 武君） 6月9日に事務局担当と現地を確認してまいりました。見たところは、以前から、そこはその人の畑であったように野菜を栽培されておりまして、改めて、あ、違う人のだったんだということを知ったんですが、それを何か本当に譲り受けて、農地を自分のものにして、引き続き野菜を作っていくものと思われます。よろしくをお願いします。

○会長（八島富一君） ありがとうございました。

続いて、受付番号25番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、渋谷憲道推進委員よりお願いいたします。

○貝田・光明寺担当推進委員（渋谷憲道君） 去る6月5日に事務局1名と現地の確認をしてまいりました。事務局の説明に何ら問題ないことを確認しております。審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（八島富一君） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なしの声がございます。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙 手 全 員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長（八島富一君） 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

てを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

受付番号2番の案件について、現地調査の結果を小坂・泉田地区担当、黒田武推進委員より説明をお願いします。

○小坂・泉田地区担当推進委員（黒田 武君） 去る6月9日に事務局と現地を確認してまいりました。細部にわたってというか、ちょっと右往左往したりして、ここにできるのかということでは見てきたんですけれども、以前から草地のようにして管理されていて、農地にすればいいんだろうなと思いつつも、誰も借りる気配がないままにずっとあったんですね。そこに太陽光というののもどうかなと思ったけれども、ただ、そのまま農地として誰かが利用するのであればなんですが、長い間、草地のような形でずっと管理されていたようなので、こういうことでもしょうがないのかなということ。あと、隣に太陽光もありますので、そこは太陽光同士であまり違和感もないようであると思います。

あと、周りの人にも、大体承諾は取ってあるようですので、どうかご審議をお願いします。

○会長（八島富一君） 61ページの他社太陽光というのは、〇〇の。

○小坂・泉田地区担当推進委員（黒田 武君） そうですね。12-1がそうですね。あとは道路になっております。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

2番。

○2番（佐久間久子君） 今、黒田さんのほうから説明あったんですけれども、周りの住宅の方には、皆さん、了解は得ているんでしょうか。

○事務局 ここにつきましては、何か住民防災課からの太陽光の条例に基づいて、説明会を地区、その該当する方に説明会を実施して、そしてあと、説明会に欠席の方につきましても、同じような図面とか、こういうふうになりますという文書を送付して、あと、意見があれば連絡くださいという旨もやって、意見は、今のところ意見はないということで、反対はないということで、そういう状態です。

○8番（佐藤 武君） そういうのって、ここにある、承諾書という書面がないんですけれど

も、書面に残さなくもいいんですか。

○事務局 一応、県の申請のほうは特になくてもいいというか、こちらは当然必要だったらそれをつけて、あと残すというのは必要な部分は……。

○8番（佐藤 武君） 口約束になっても困ると思うので、その辺。

○6番（佐藤浩信君） もう一つ、取りましたと言って、報告が虚偽だったということがあったよね。畑と宅地のところにパネルつけるのに、周りからの承諾得ましたと言って、確認したら、それ虚偽だったという事例がかつてあったよね。

○事務局 いわゆる太陽光の設置の許可、不許可、駄目とかいいとかというのと、あと何ワット以上はこうしなさい、あしなさいというのは、町の条例で決まっているので、基本的にはその網かけでちゃんとやっているというふうに考えているところでございます。

○6番（佐藤浩信君） ただ、地区への説明が虚偽だったって、俺、言っているんだけど、
○事務局 この会社というのは、〇〇にある会社になるので、いわゆる管内の会社ということになるので、〇〇の何か訳分らない会社とかというよりは、比較的信頼できる会社かなというふうには捉えていましたので、対面的にお話とかもさせていただいたので、大丈夫かなというところでした。

○10番（斎藤勇子君） 〇〇というのは、今まで〇〇さんだったのが、今度新しく太陽光発電に関わる事業を立ち上げたとかというふうなあれがあって、結構がんがん来ますよね、営業にも来て。

○事務局 そこはちょっとあれなんですけれども。

○事務局 今回3種ということと、あと拡大する方には影響はないかなということで、あと管理も先ほど局長からもありましたように、管内の業者さんなので、遠くのほうで誰がやっているか分からないということはないと思いますので、その辺のほうは大丈夫なのかなということで判断をしてございます。

○会長（八島富一君） 土地は、〇〇で売るといふんだね。

○事務局 そうです。譲渡人は譲受人に売る、譲受人がその土地を所有するという形です。

○会長（八島富一君） 〇〇は隣の土地の持ち主だけれども、結構自分で草刈りだの何だの管理しているようなんだけど。

○事務局 あと、管理のほうもちゃんと、言われれば、近くなので管理はやりますということではいただいております。

○6番（佐藤浩信君） これ、転用じゃないんだね。

○事務局 いや、ここは転用ですね。あと〇〇のところも転用です。

○6番（佐藤浩信君） 宅地だと10年だね。転用で出してやれば、20年間は補助金もらえるから、管理はされるということだね。

○事務局 管理は。東京とかそういう都会、全然県外のところではないので。

○7番（赤坂正弘君） 売ることだと、あとは転用すること。

○事務局 そうですね。5条なので、譲渡人は譲受人に売って、譲受人がやるという内容です。

○6番（佐藤浩信君） いい、一つ。

大体1年で転売だからね。大体、いつものパターンなんだけれども、見てみると、1年ごとに所有者が替わっていくから。一番怖いのは宅地。補助金が出るのが10年。そろそろ10年になるところがあるんだけど、外国籍の人の変な名前が書いてあるんだけど、最後に売った人の地主しか分からないんで、その人に撤去命令が来るからね。現にそういう事例が発生しているんで。ここは畑だから20年というから、まだ先があるだろうけれども。

○会長（八島富一君） 俺もゆうべ携帯をちょっと見たら、〇〇様が、今、係争中だというのが出ていて、〇〇様、俺と昔、歌をやっていた仲間同士で知っている人なんだけれども、上で農業、下で農地、葉ワサビ作っていたんで、最初のうちは心配事はないなと思ったんだけど、3年ぐらい過ぎたらもう草ぼうぼうで、所在も分からない、誰が草刈るんだ、そういうので今係争中だというようなのが出ていて、あら何だ、昔の仲間もこんなことやっているのかと思って、農地を貸したのと、買って、今、佐藤委員が言ったように、転売転売でいったんでは、もう全然土地の所在も分からなくなってどうしようもなくなる。あと、パネルの処分だね、何十年かたった後の。それも大変だというようなこと出ていて、いやいや、これはこれだと思って、携帯を見たような状況でございます。

議案第2号について、どうですか。原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手は。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の決定について

○会長（八島富一君） 次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

ここで、審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。

受付番号1番の案件について、6番、佐藤浩信委員が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限については、議案を分割させて審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第3号で議事参与の制限に該当しない案件について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積等促進計画の決定について（議事参与制限に該当しない案件）説明】

○会長（八島富一君） これより質疑に入ります。

委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） お諮りいたします。

議案第3号の議事参与に該当しない案件について、農用地利用集積等促進計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号の議事参与に該当しない案件につきましては、計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号の議事参与の制限に該当する案件について審議します。

6番、佐藤浩信委員は退席をお願いいたします。

〔6番 佐藤浩信君退室〕

○会長（八島富一君） 事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積等促進計画の決定について（議事参与制限に該当する案件）説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑なしと認めます。

議案第3号の議事参与の制限に該当する案件について、農用地利用集積等促進計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○会長（八島富一君） 挙手多数であります。

よって、議案第3号の議事参与の制限に該当する案件について、計画案のとおり承認することに決定いたします。

6番、佐藤浩信委員の退席を解きます。

〔6番 佐藤浩信君入室〕

協議第1号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

○会長（八島富一君） 次に、協議第1号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第1号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明】

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

これについてご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なしということでございますので、次に進めさせていただきます。

協議第2号 オーダーメイド権限移譲による農地法の許可権限移譲について

○会長（八島富一君） 協議第2号 オーダーメイド権限移譲による農地法の許可権限移譲についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第2号 オーダーメイド権限移譲による農地法の許可権限移譲について説明】

○会長（八島富一君） 皆様から何かございますか。

○6番（佐藤浩信君） ちょっと長くなるけれども、いいかな。

この件についてなんだけれども、古いつていったらもう委員長と俺くらいなんだけれども、これ5年前に逆のことやっているんだよね。それは記録にあるでしょう。これとまるっきり逆のことをやっている。結局は、今は信任されているけれども、前は立候補制だったの、ちょうどね。そうすると、5年前にそれが入れ替わったんだけれども、そのときはこれと逆に町に信任していたやつを全部県が取り上げた。定員オーバー進まないからという理由で。

そして、何が始まったかという、パネル設置、それが急に始まったの。今回、〇〇であれがあつて、そして、今、今度、〇〇、もう過去に怪しい書類で出したやつを撤去させるところまで、〇〇はいったからね。〇〇にあったパネル自体を。

だから、これ聞いたとき、ましてや3月とか4月に言うんだつたら分かるけれども、5月に突然来て言いましたって言った人、その人、〇〇なの。逆に。何か変だと思わないか、あんたらも。聞いていて。

○事務局 〇〇です、それは。

○6番（佐藤浩信君） 大丈夫だった。

○事務局 ええ、大丈夫です。

○6番（佐藤浩信君） 何か俺聞いていると、〇〇の騒ぎで、騒いでいるやつの火の粉が飛んできているってそんなふうには感じないんだよね、逆に。この間、最初に話聞いたときにも、何か5年前、この逆のことやって、我々から権利取り上げたよねって。そして、質問あったから、〇〇のちょっとやったところ、航空写真で見たら、ここのところ、畑なのに砂利敷いてるとか、そんな指導くったんだからね。あと、門口のここのところ、1メートルからあなたのうち広がっていますなんて、〇〇にも行ったよね、農業委員会で。

それが手のひら返したかのように、こんなふうになっているから、何なのって逆に思っちゃうよね。これ、俺のほかにもうちちょっと前の人たちが言うたら、みんな言う、同じこと言うと思うよ、俺。言っていること、おかしくないかって。で、ほかでも賛同したって言っているけれども、賛同したら了解したということだよ。

そして、トラウマになっていることがあるんだよ、我々、一つ。例の〇〇、転売すれば何やってもいいのって。あれ、まだ完了していない、農地のままだよね、工事。我々に説明されたとおり、下、ちゃんとやっていないうちに転売してパネル設置したんだよね、あれ。農地法違反だよね、これ。白黒つけようよ。

この間、会長も挨拶のときに言ったけれども。あれは県に報告して、やってもらおうよ。示しつかないよ。何とかという人がお願いして、司法書士をかけた、じゃそれ転用してもいいですよって。じゃそれを今度転売して、そこに産廃持ってきました、我々、何も言えないじゃないですか。だから、転売の対策も取らなきゃ。ましてやここ県境だから、余計危ないんだよね。〇〇は狙われるというか、端っこ。その懸念があるんだよ。

〇〇だって3年前の豪雨のとき、変な斜面崩れたら、産廃埋まっていたとかって騒いでいたよ。建設業協会の方だったら、もっと詳しいだろうけれども。産廃埋まっていたとかって。そ

うということが県境だから余計起きやすいと思うんだ。だから、逆に慎重になっちゃうみたいな。

以上です。

○事務局 ちょっと経過いろいろあったようなので、そちらは確認しますけれども。これ、前にもちょっと話したんですけれども、法律の解釈は変わらないということで、そこは押さえておいていただければと思うんです。町がやったから、県がやったからということではなくて、農地法という法律に基づいて動く形なので、どこがやるかというだけの話であって、そこはご理解いただければ。

今、佐藤委員おっしゃったとおり、過去にいろんなことがあったというのはもちろんよくよく調べて、対応できるものがあれば対応しなくちゃいけないというふうに思いますけれども、そこはちょっと切り離して話していただければなというふうには、考えていただければなというふうに思うんですけれども。

○会長（八島富一君） 局長が言うように、法律にのっとしてやったというけれども、蒸し返すようだけれども、法律にのっとしてやっていないから、我々も不信だなということになっているわけだ。県で最後までこういうことをやらなくちゃ駄目ですよと、そうすれば、許可しますよって言ったから、全然最終的にやっていない部分が出てきているから、余計我々としても不信感が募って、今後のオーダーメイドについても、国見の農業委員会の委員たちが、あのときは決めちゃったんだと、承諾しちゃったんだと、簡単にやっちゃまって、それで、孫子末代ではないけれども、お前が残したものの、あのとき会長は、委員はということになるのも、ちょっと困るわけよね。

農業委員として一生懸命やっているのに、あのときは何であんなったんだ、こうなったんだということを一色単にしらって決められてしまうと、何も言わないで、これ、みんなそのまま権限移譲してしまっただけだけれども、やっぱり少し考えるというか、みんなでそういう余裕を持たしてもらって、ちょっと期間を置いていただければいい。どうですか。

〔「はい」「皆さん、考えることです」と呼ぶ者あり〕

○事務局 会長のおっしゃっていたとおりで、あと委員の皆さんもそういうふうにお考えということであれば、ちょっと今回はもうここまでで議論は一応おしまいということで。何もしないということではなくて、研究をしていくと、1年とか2年かけてという形にしておいて、取りあえずはこの議論については、もう一旦終了という形にしたいなと思っています。

○会長（八島富一君） いや、我々だけで決めかねるときは、議会の発議というところに昨日

行って、発議というのはあれだなと思って、自分らから問題提起してやるって、そういうところまでいって、決めてもらうというか、自動的にやるにしても、そういう了解得たほうがいいんじゃないかなってちょっと考えていたんだけど。

局長が言うんで、ここで一回。

○事務局 いろいろやり方についてはおいおい決めていくということで、今、決めるというわけでもないんで、タイミングがありますので、たまたま悪いタイミングに来てしまったというところはいろいろありますので、そこはよく話して決めていただければなというふうに。

ただ、この話題、何回も引っ張るとあれなので、一旦今年度はこれで終わりにして、あと違う形で、こういう案件あった場合、どういうふうに対応していくんだとか、4条、5条にかける部分だったんですけれども、そういう議論を進めていったほうがいいかなと思います。議題が重いので、こればかりずっと毎回やっても。一旦終わらせてということ。

○10番（斎藤勇子君） ちょっとだけいいですか、すみません。

この申請、ずっとやっていくのに、申請書が例えば出ました、そのたびに農業委員会が集まり合って、そしてその申請者の申請して次に上げるということなんですか。

○事務局 ここの申請者というのは、申請書、ここでいうと、今回は3条とかそういう申請があった段階で総会という解釈ですね、全部上がるんじゃなくて、そこでいろいろ審査して、本当に通ったもの。

○10番（斎藤勇子君） 通ったものだけ、1か月に1回のあれに上がるということじゃなく。

○事務局 全部ではないです。そこでいろいろ1種だったり、農用地区域であったり、省いて省いて省いて、本当にここに出てくるのは本当に1件程度という感じです。

○事務局 まとめて申請ということでしょう。

○事務局 そうですね。

○10番（斎藤勇子君） まとめて申請する。

○事務局 そのたびにやるんじゃなくって。今までのように、この委員会、月1回ぐらいで、そこで審議するという形になります。上げる前にいろいろ削っているんで、許可できるものは許可、あと門前払いするものは門前払い……。

○10番（斎藤勇子君） できればそちらの事務局でやれるということですか。

○事務局 そうです。

○10番（斎藤勇子君） 分かりました。

○会長（八島富一君） じゃ、この議題は一旦ここで打ち切りとして、続いてその他に入ります。

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

○会長（八島富一君） 次回以降の総会日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、私のほうから、次回の総会日程について説明いたします。

7月につきましては、7月15日火曜日、場所がこの場所でございます。8月につきましては、総会の一番後ろに8月の予定表がございます。事務局案としまして、19日か20日を予定してございます。どちらがよろしいか、ご審議願います。

○会長（八島富一君） 桃はどうですか。

〔「分からない」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） あるんだけども。

○2番（佐久間久子君） あるんだけども19日で大丈夫でしょうか。いいですか。

○会長（八島富一君） じゃ、8月19日の午後、同じ同時刻ということでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） それからでございますけれども、事務局のほうから何かございますか。

○事務局 特にないです。

○会長（八島富一君） じゃ、出席の委員の皆様から何かございましたら、申し出てください。お願いします。

〔発言する者なし〕

○会長（八島富一君） 何もないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なければ、これで本会議を閉じます。

ご協力ありがとうございました。

午後2時41分閉会

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する

令和7年6月17日

国見町農業委員会議長 (会長) _____ (印)

議事録署名人 (7番委員) _____ (印)

議事録署名人 (8番委員) _____ (印)

会議書記 (事務局長) _____ (印)